

**島田市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
第4期計画 改定版**

**2024年3月
島 田 市**

- 目 次 -

第1章 計画の背景

1) 気候変動の影響	1
2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
4) 本市の地球温暖化対策の経過	3

第2章 計画の基本的事項

1) 計画の目的	4
2) 対象範囲	4
3) 対象とする温室効果ガスの種類と排出量の算定方法	4
4) 計画期間	5
5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5

第3章 温室効果ガス排出量の現状と課題

1) 基準年度と現状年度における温室効果ガス排出状況	6
2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	8
3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1) 目標設定の考え方	9
2) 温室効果ガスの排出削減目標	9

第5章 目標達成に向けた取組

1) 取組の基本方針	10
2) 具体的な取組内容	10

第6章 計画の推進

1) 推進体制	16
2) 進行管理	17
3) 職員に対する研修	18
4) 点検・評価・公表	18

第1章 計画の背景

1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨を公表しました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

同時に、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

4) 本市の地球温暖化対策の経過

本市では、2001年3月に島田市環境基本条例を施行しました。条例には、環境基本計画及び実行計画の策定について定められており、この条文に基づき、島田市の環境に関する施策が実施されています。

2021年3月には、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

本市から排出される温室効果ガスの削減については、2002年に排出量を初算定しました。2019年3月に第2次島田市環境基本計画の中間見直しを行う際に、新たな章として地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[適応計画を含む]を計画に統合して策定しました。2023年3月に第3次島田市環境基本計画を策定した際には、ゼロカーボンシティの実現を目指し、2030年度に温室効果ガス排出量を46%以上削減（2013年度比）することとしました。

市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減については、2004年3月に島田市地球温暖化防止実行計画を策定し、第1期計画が始まりました。第2期計画からは島田市地球温暖化対策実行計画と改め、現在は、2019年度から2030年度までを計画期間とする第4期計画に基づき、対策を進めています。

また、環境への取組をより効果的・効率的に行うために、「島田市環境管理システム」を構築するほか、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減抑制に取り組んでいます。

島田市環境管理システム 2004年6月構築

各計画の円滑かつ効果的な進行管理を行うために構築したもので、組織体制や文書管理・記録について定められているほか、各計画のPDCAサイクルの運用についても定めています。また、このシステムに基づき、監査実施要領や環境基本計画監視・測定要領なども策定しています。

エコアクション21 2009年1月認証取得

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、PDCAサイクルを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うためのものです。本市においても取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的として、認証取得をしています。

第2章 計画の基本的事項

1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化、業務の効率化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、市の率先行動として地球温暖化対策に取り組むことを目的とします。

2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業（外部に委託する事務事業は除く。）及び市が所有する全ての施設（外部委託又は指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）とします。

3) 対象とする温室効果ガスの種類と排出量の算定方法

地球温暖化対策推進法の第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスのうち、本市の事務事業に伴う排出がない、若しくは、あっても排出量が極めて少なく算定が容易ではない温室効果ガスを除いた「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の4種類を算定の対象とします。

温室効果ガス排出量は「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・算定マニュアル」（令和5年3月環境省）に基づき算定します。なお、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号の末尾に記載されている事項に基づき、田代環境プラザのごみ溶融炉で用いるコークスの使用を温室効果ガスの排出につながる活動として算定することとします。

基本的な算定の考え方

①活動の区分ごと算出し、ガスごとに合算する

$$\text{温室効果ガス排出量 (t ガス)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

②①で求めた各ガスの排出量に、地球温暖化係数を乗じて算出し合算する

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

※活動量：温室効果ガスの排出を伴う活動の規模を表す指標。（使用量、処理量、走行距離等）

※排出係数：活動量1単位当たりに排出される温室効果ガスの量。（kWh、m³、L、t、km等）

※地球温暖化係数：温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について、CO₂との比で表したもの。

4) 計画期間

本計画の計画期間は2019年度から2030年度までとします。

また、2027年度を目途に、計画の見直しを行います。国のエネルギー政策や地球温暖化対策の施策の大幅な転換があった場合は、その状況に応じて見直しを実施することとします。

項目	年度									
	2013	...	2019	...	2023	...	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

図1 計画期間のイメージ

5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。環境基本計画に基づく取組のほか、関連計画による取組と整合を図るものとします。

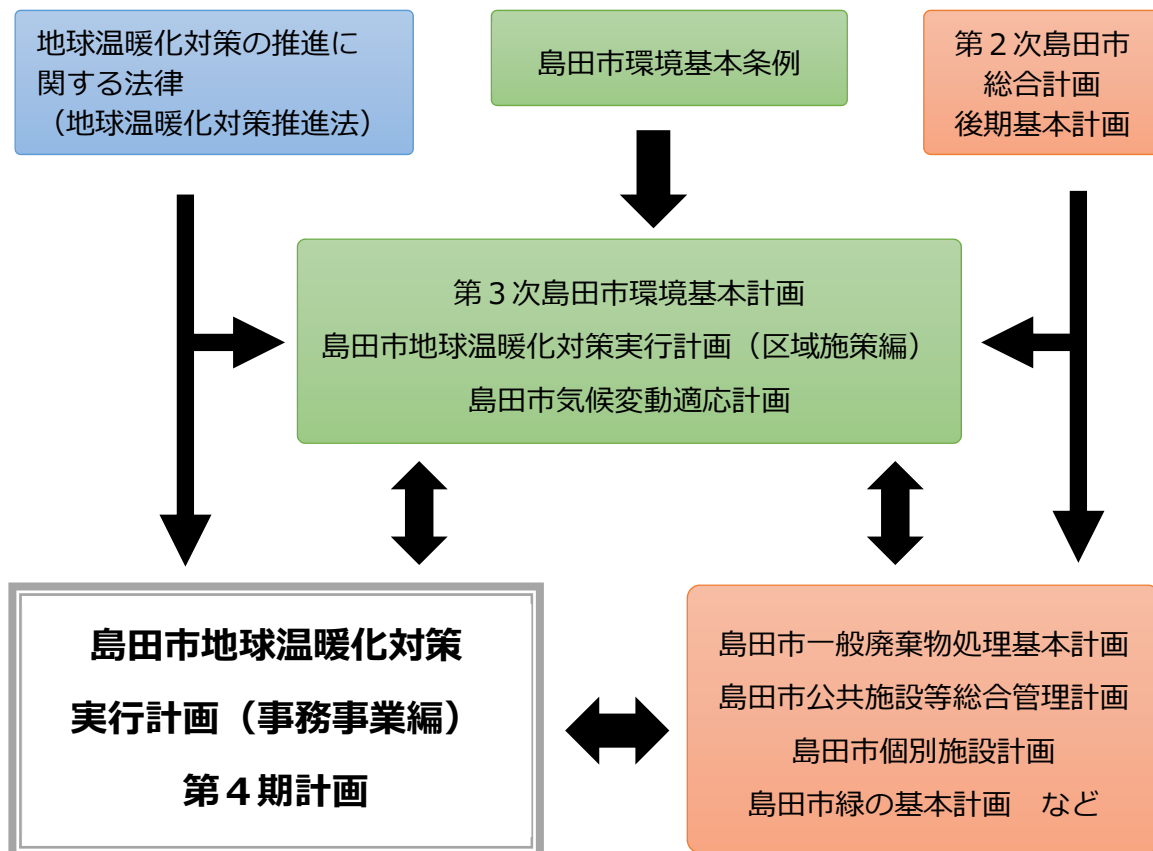


図2 計画の位置づけ

第3章 温室効果ガス排出量の現状と課題

1) 基準年度（2013）と現状年度（2022）における温室効果ガス排出状況

島田市の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度である2013年度において、39,011t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあり、現状年度の2022年度においては、33,549t-CO₂で、基準年度比での削減率は14.0%となりました。

温室効果ガスの種類別では、基準年度及び現状年度ともに二酸化炭素が占める割合が9割以上となっています。

表2 温室効果ガスの種類別排出量及び構成比（2013年度,2022年度）

ガス種類	基準年度（2013）		現状年度（2022）		主な排出活動
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	
二酸化炭素（CO ₂ ）	38,074	97.60%	32,653	97.33%	電気・燃料の使用、一般廃棄物（プラスチックごみ）の焼却
メタン（CH ₄ ）	219	0.56%	243	0.72%	下水・し尿の処理
一酸化二窒素（N ₂ O）	702	1.83%	649	1.94%	一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	3	0.01%	4	0.01%	公用車カーエアコンの使用
合計	39,011	100.00%	33,549	100.00%	

活動分類別では、基準年度及び現状年度ともに、燃料の使用、他人から供給された電気の使用、一般廃棄物の焼却の3つの活動における排出が99%以上を占めている状況です。

活動ごとの温室効果ガス排出量は概ね減少傾向にあります。

表3 活動分類別の温室効果ガス総排出量（2013年度,2022年度）（単位：t-CO₂）

活動分類	2013年度	2022年度	増減	増減率
燃料の使用	10,158	8,299	-1,859	-18.3%
他人から供給された電気の使用	15,005	11,471	-3,534	-23.6%
一般廃棄物の焼却	13,478	13,431	-47	-0.3%
公用車の走行	16	10	-6	-38.0%
下水・し尿・雑排水処理	351	334	-17	-4.8%
その他	3	4	1	+33.3%
合計	39,011	33,549	5,462	-14.0%



図3 活動分類別の温室効果ガス総排出量の推移

施設分類別では、現状年度において、ごみ処理施設が全体の 57.4%を占め、次いで病院 12.2%、水道・下水道施設 9.5%、スポーツ・観光系施設 7.6%、教育系施設 7.0%となっています。

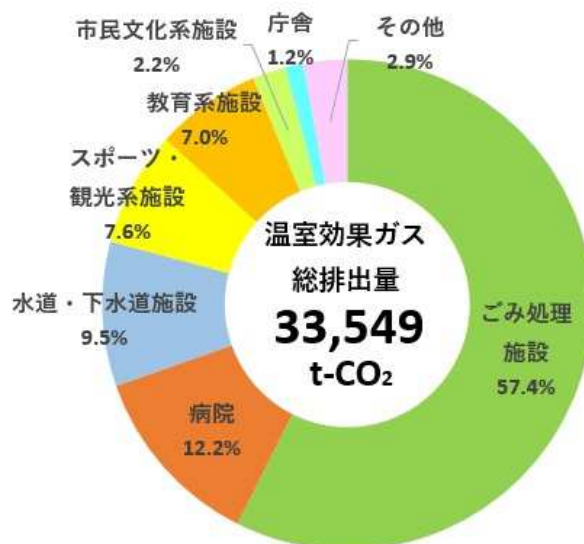


図4 施設分類別の温室効果ガス総排出量の割合（2022年度）

2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

基準年度から現状年度までの間の島田市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を分析すると、以下の要因があげられます。

増加要因

- 川根温泉ホテルの開業
- 小・中学校へのエアコン設置によるガス使用量及び電気使用量の増加

減少要因

- 南部を除く給食センターの廃止
- 広域化による消防施設の減少
- お茶の郷（現ふじのくに茶の都ミュージアム）の県への移管
- 温泉付随ガスの活用による川根温泉の灯油使用量及び川根温泉ホテルの電気使用量の減少
- クリーンセンターの設備更新による電気使用量の減少、及び、焼却炉を廃止し汚泥を田代環境プラザに搬出し処理を実施したことによる重油使用量の減少
- 病院の建て替えに伴う設備更新による燃料使用量の減少
- PPA モデルによる太陽光発電設備の導入による電気使用量の減少
- LED 照明の導入による電気使用量の減少
- 小中学校の統廃合による燃料使用量の減少及び電気使用量の減少

3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

現状を踏まえ、島田市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、燃料の使用及び他人から供給された電気の使用、一般廃棄物の焼却の活動項目別に示します。

(1) 燃料の使用及び他人から供給された電気の使用

施設の廃止や設備更新等により燃料及び電気の使用量は減少していますが、事務事業を継続していく上で、燃料や電気の需要量は一定規模で継続するものと考えられます。ゼロカーボンシティの実現に向けては、温室効果ガスの排出削減のための更なる取組が必要です。

(2) 一般廃棄物の焼却

一般廃棄物の焼却に係る温室効果ガスの排出量には、大きな増減が見られませんが、市の事務事業の中でも多くを占めています。ごみ減量が温室効果ガスの排出削減になることから、ゼロカーボンシティの実現に向けた更なる取組が必要です。

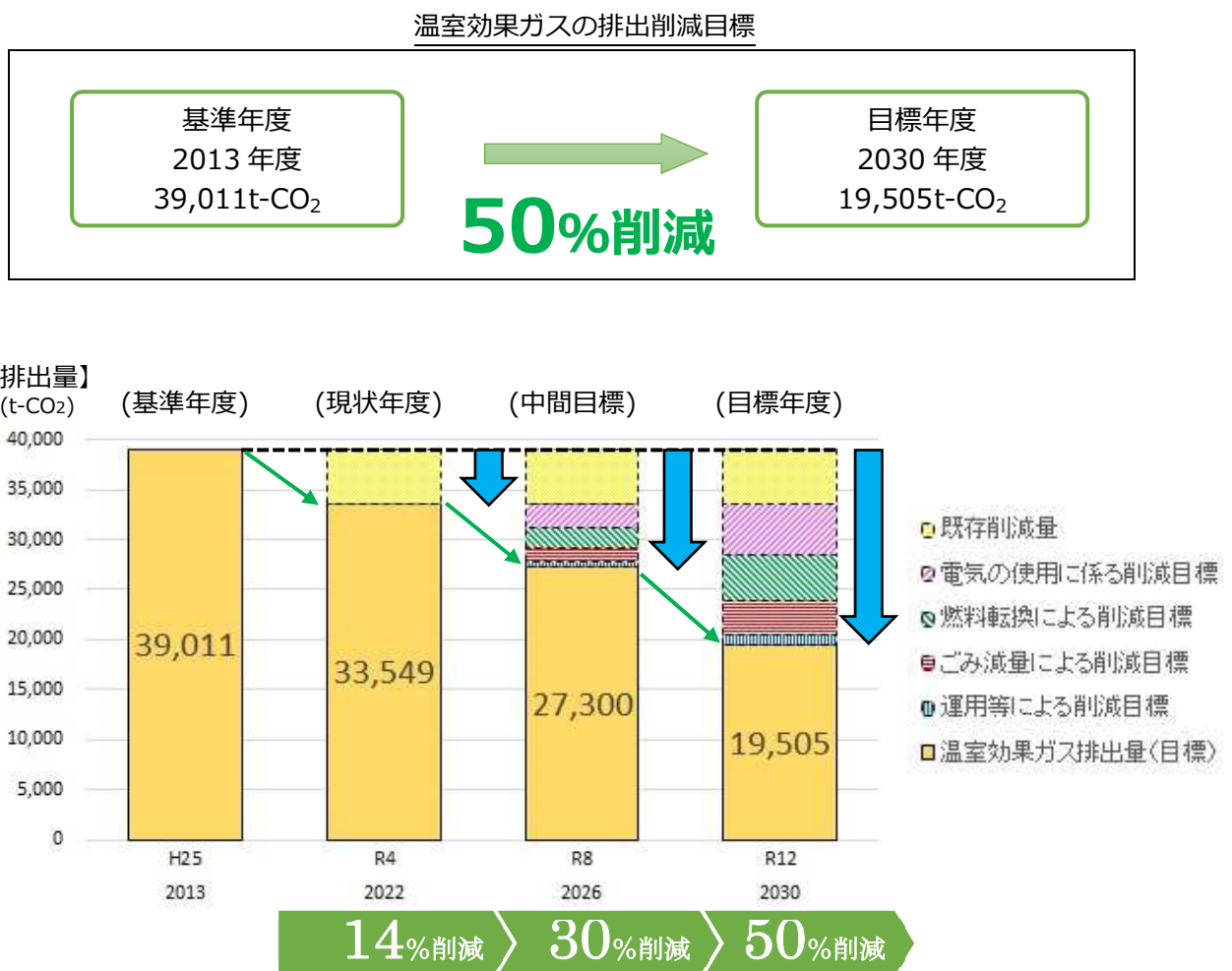
第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画や政府実行計画を踏まえて、当市の温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2) 温室効果ガスの排出削減目標

島田市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標は、2030年度までに、2013年度比で50%削減することとします。また、中間目標として、2026年度に30%削減することとします。なお、「他人から供給された電気の使用」については基礎排出係数を用いて算定しています。



第5章 目標達成に向けた取組

1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と燃料使用量の削減、電気の調達に関する排出係数の低減、当市で処理するごみの減量に重点的に取り組めます。

施設や設備の運用改善、更新の際の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入はもちろんのこと、職員の行動や各課の本来業務の効率化などを具体的な取組として実施していく必要があります。職員共通のルールとしてこれまでの取組を継続しつつ、全庁一体となってゼロカーボンシティの実現という高い目標に向けた取組を推進していきます。

また、再生可能エネルギー電力の調達やごみの減量については、市民や事業者と協力して推進していきます。

2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表4に示された取組が示されています。このうち、当市においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」、「廃棄物の3R+Renewable」を重点的な取組として位置付けます。

表4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

(1) 太陽光発電の最大限の導入 **重点的な取組**

市有施設への太陽光発電設備の導入を進めます。

- 市有施設への太陽光発電設備の導入について調査検討を行います。
- P P Aモデル等による初期費用なしでの屋根等への太陽光発電設備の導入に努めます。

< P P A >

「Power Purchase Agreement (電力購入契約)」の略称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができます。

(2) 再生可能エネルギー電力調達の推進 **重点的な取組**

再生可能エネルギー電力の市有施設での活用を図ります。

- ごみ処理施設「田代環境プラザ」の排熱で発電する「ゼロカーボン電力」の一部を市有施設へ供給します。
- 市民の住宅に設置された太陽光発電の余剰電力(固定価格買取制度による10年間の買取期間が終了した「卒FIT電力」)を買い取り、市有施設へ供給する仕組みを構築し、官民連携でエネルギーの地産地消と経済の地域内循環を推進します。

< 地元企業等との協定に基づく取組 >

島田ガス株式会社共同企業体(島田ガス株式会社、静岡ガス株式会社、静岡ガス&パワー株式会社)と締結した「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給業務に関する協定」に基づく取組を実施しています。

- ・ P P Aモデルによる太陽光発電設備の設置
- ・ 省エネルギー診断の実施
- ・ 電気自動車の設置
- ・ 市民発電電力の公共施設への供給 など

< 電気の排出係数 >

電気の排出係数は、電気事業者ごとに基礎排出係数と調整後排出係数の2種類の排出係数が示されています。事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定では、基本的に基礎排出係数を使用しますが、公表にあたっては、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて表記します。

(3) 廃棄物の3R+Renewable **重点的な取組**

事業者や市民から排出される一般廃棄物の削減を促すための取組を実施します。

- 市民を対象としたワークショップや講演会を開催し、ごみ減量の啓発を行います。
- 3R 運動を市民や事業者に周知し、一般廃棄物として焼却処理される量が削減できるように努めます。
- 各種イベントにおいて、現在のごみ排出量とその処理の状況や、ごみ削減の方法などを周知するように努めます。

<3R+Renewable>

・Reduce (リデュース)

ごみを減らしましょう！

例えば…シャンプーなどは詰め替え商品を選ぶなど



・Reuse (リユース)

まだ使えるものを繰り返し使いましょう！

例えば…着ることができなくなった服を譲る、おもちゃを直して使うなど

・Recycle (リサイクル)

資源としてまた利用しましょう！

例えば…ビンや缶、金属など



・Renewable (リニューアブル)

プラスチックの代替製品を使用しましょう！

例えば…紙やバイオマスプラスチックなど

(4) 施設設備等の運用改善

施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

不要な照明の消灯

- 業務に支障のない限り不要な照明を消灯します。
- 自動販売機の照明は消灯します。

空調設備の適正管理

- 定期的な保守・点検を実施し、機器の不具合を早期発見することで、過剰なエネルギー消費を抑えます。
- 定期的な清掃を実施し、送風効率を向上させます。
- 窓に断熱フィルム等を利用して空調効率を向上させます。
- 夏期には、グリーンカーテンやブラインド、出入口における打ち水などを利用して空

調効率を向上させます。

- クールビズ・ウォームビズを推奨します。
- 適正な温度設定を徹底します。(室温目安：夏期 28℃ 冬期 20℃)

事務機器・電化製品の消費電力抑制

- 長時間の離席時や退庁時には電源を切ります。
- 機器の節電モードや省エネモードを利用します。
- パソコンやモニターの輝度を調整し、消費電力抑制の設定をします。
- 長時間利用しない場合には、プラグをコンセントから抜きます。

その他設備の適正管理

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるように運転方法を調整します。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 環境管理システム、エコアクション2.1に準じてエネルギー使用量の適正管理を実施します。
- 省エネ診断等を取り入れて、エネルギー消費効率を向上させます。

(5) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等の導入や燃料転換を図ることで省エネルギー化を推進します。

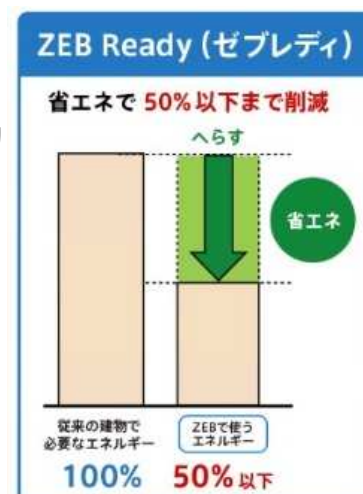
- 施設更新時は、ZEB (Net Zero Energy Building) 相当となることを目指します。
- 行政サービスを確保しつつ施設の規模や配置を見直し統廃合を実施することでエネルギー消費の削減に努めます。
- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 照明のLED化を進めます。
- 電化や排出係数の低い燃料への転換を検討します。
- インバータ制御システムの導入を検討します。
- エネルギー監視システムやデマンド制御の導入を検討します。

<市役所新庁舎（2023年10月開庁）の環境配慮>

市役所新庁舎は「ZEB Ready」の評価認証を受けました。

ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物となっています。

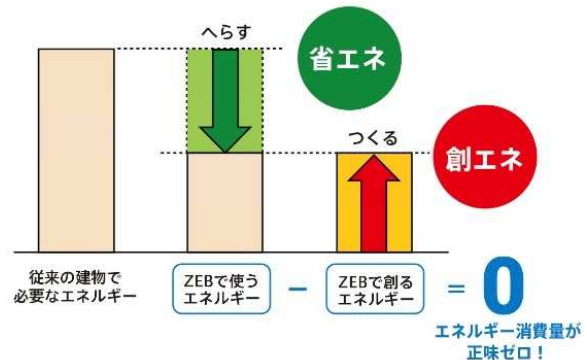
具体的には、建物の中央に設けた吹き抜けから地域特有の風を利用した自然通風、自然採光、地下水が持つ地下水熱を利用した空調システムの導入、内装材や家具、受水槽に大井川流域産の木材の使用など、大井川がもたらす地域資源を最大限に活用して省エネルギー化・省CO₂化を図っています。



<ZEB とは？>

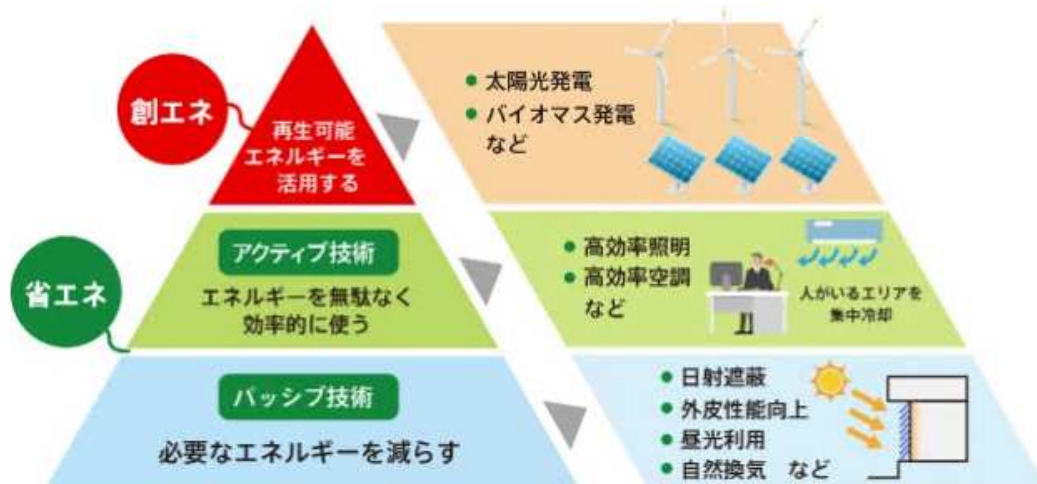
Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



実際に ZEB を実現する場合には、

①パッシブ技術によってエネルギーの需要を減らし、②どうしても必要となる需要についてはアクティブ技術によってエネルギーを無駄なく使用し、③そのエネルギーを創エネ技術によって賄うといったステップで検討することが重要です。



出典：環境省 ZEB PORTAL

<<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>>

(6) 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 市有施設への太陽光発電設備の導入に努めます。
- 田代環境プラザ及び田代の郷温泉において、木質バイオマスエネルギーを活用します。
- 川根温泉の温泉付随ガスを活用したコージェネレーションシステムにより、川根温泉及び川根温泉ホテルへの熱電併給を行います。
- 田代環境プラザの廃熱を活用した廃棄物発電を行います。
- 市役所本庁舎の空調に地下水熱を利用します。

(7) 電動車の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を検討し、温室効果ガスの排出量削減に努めます。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

(8) 職員の日常の取組

職員による省エネルギー・省資源等の環境に配慮した取組を定着させます。

省資源の推進

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 節水を心掛けるとともに、毎月の水の使用量を確認し、漏水の早期発見に努めます。
- ペーパーレス化を推進するとともに、事務手続の簡略化、電子化等を推進し、資源の節約に努めます。

廃棄物削減

- マイボトル、マイバッグ、マイ箸等を使用し、使い捨て資源の使用を控えるように努めます。また、執務室内のごみ箱を減らし、安易にごみを出さない環境を整えます。
- 排出ごみの分別、資源化を徹底し、封筒やファイル等は再利用に努めます。特に、雑紙の分別（古紙類）の徹底に努めます。また、トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進します。

物品の適正購入

- 庁内 LAN の「物品バンク」を活用し、不要・過剰となった事務用品等を他課で再利用します。
- 執務室内の環境整備を徹底し、事務用品の過剰購入がないように努めます。また、物品の長期使用を励行し、適切な物品購入に努めます。
- 島田市グリーン購入指針に基づいた物品等の調達に努めます。

その他の取組

- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 月に一度ノーカーデーを実施し、エコ通勤に努めます。
- 各種イベントにおいて、ごみの排出が少なくなるように心掛けます。

(9) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁（ノー残業デー）の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

第6章 計画の推進

1) 推進体制

本計画は、島田市環境管理システムの環境管理組織で推進します。

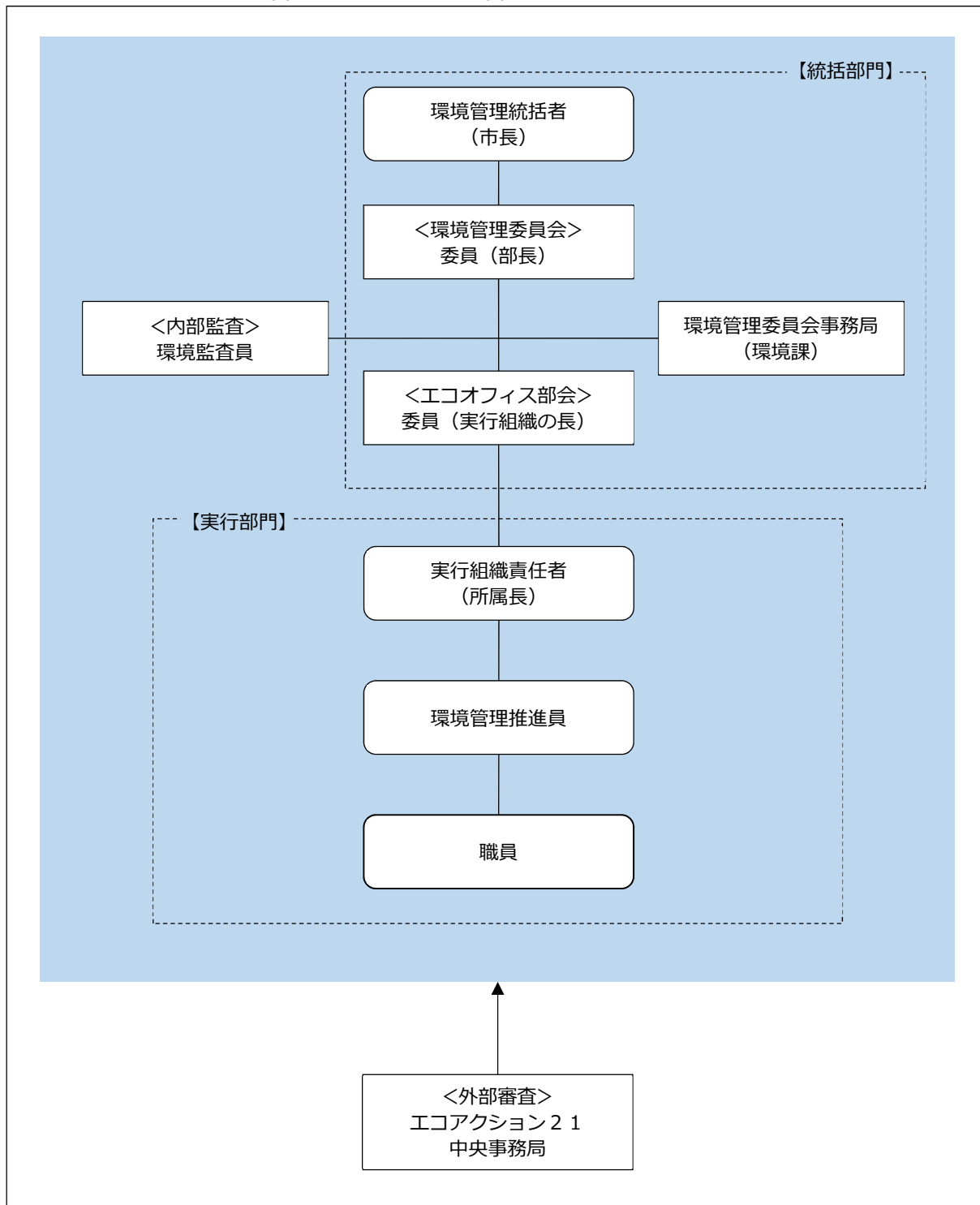


図6 環境管理組織図

2) 進行管理

本計画は、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、組織的、継続的な取組として推進します。

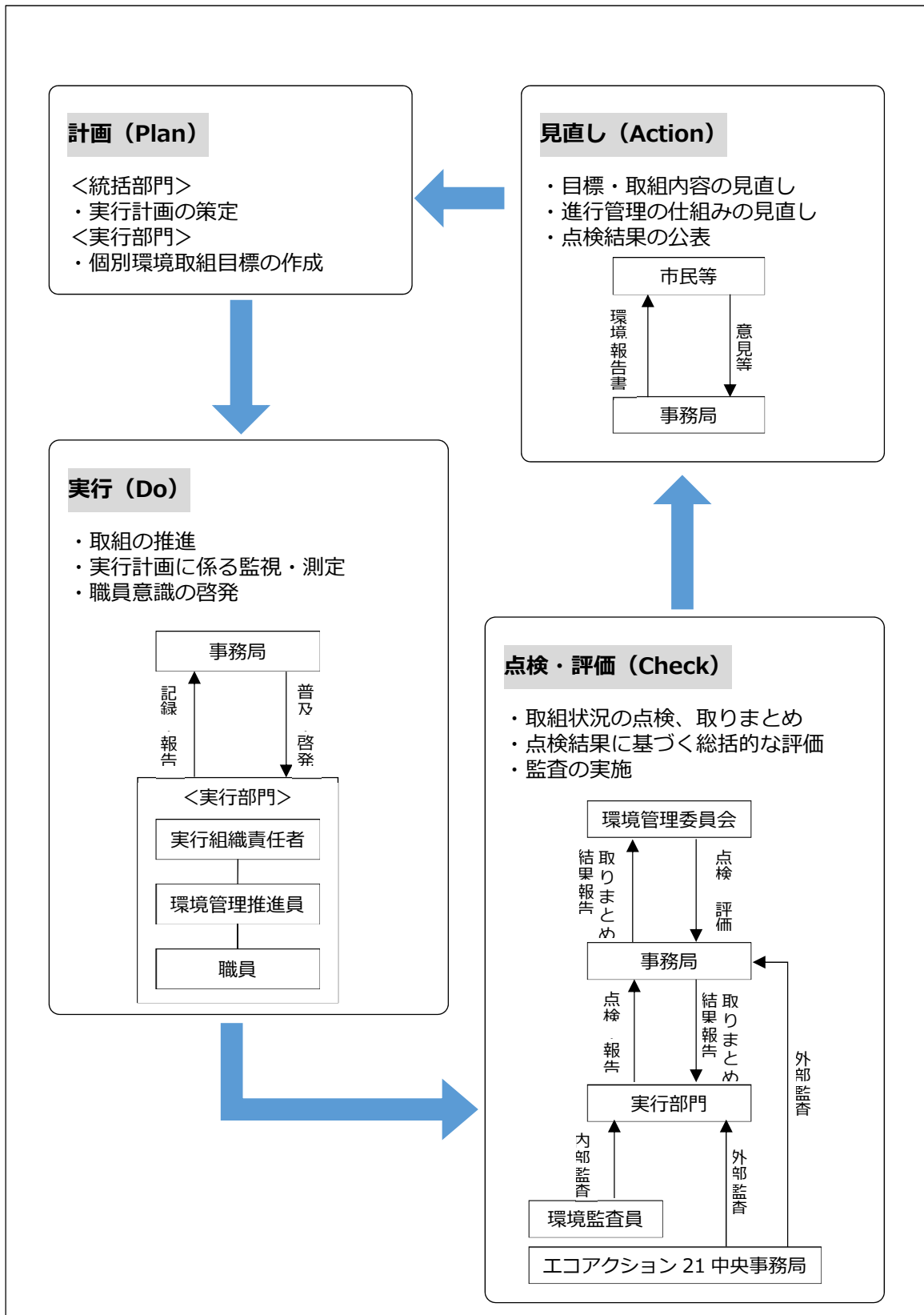


図7 P D C Aサイクルによる進行管理

3) 職員に対する研修

本計画を全庁的に展開し、推進していくためには、職員一人ひとりが、計画の目的や内容を理解し、環境に配慮した取組を実践していくことが重要です。そのため、環境管理委員会事務局では、研修等を通して職員の意識啓発を実施し、意識の向上及び実践の促進を図ります。

①計画の周知

- ・本計画を施設及び実行組織単位に配付し、全職員への周知を図ります。
- ・庁内LANの掲示板を通じて、本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。

②研修の実施

- ・環境管理推進員に対して定期的な研修を実施します。
- ・内部監査を実施する環境監査員に対して研修を実施します。

4) 点検・評価・公表

環境管理委員会事務局は、各実行組織の環境管理推進員を通じて収集したエネルギー使用量等の実績を集計し、毎年1回温室効果ガスの総排出量を算定します。本計画の進捗状況及び取組状況については、環境報告書及び環境活動レポートで毎年公表します。

<島田市デコ活宣言（2023年12月）>

宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！

島田市は2021年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの社会を目指しています。「大井川が育む豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～」の実現を目指すため、市民や事業者等と一体となって「デコ活」に取り組んでいきます。

「デコ活」は、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けた、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動の愛称です。

デコ活

くらしの中のエコろがけ

